

一宮市あんしん介護予防事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
  - 第2章 介護予防訪問介護相当サービス
    - 第1節 基本方針（第5条）
    - 第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）
    - 第3節 設備に関する基準（第8条）
    - 第4節 運営に関する基準（第9条—第39条）
    - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条—第42条）
    - 第6節 共生型介護予防訪問介護相当サービスに関する基準（第42条の2・3）
  - 第3章 基準緩和訪問介護サービス（緩和した基準によるサービス）
    - 第1節 基本方針（第43条）
    - 第2節 人員、設備に関する基準（第44条—第46条）
    - 第3節 運営に関する基準（第47条—第49条）
    - 第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第50条—第52条）
    - 第5節 共生型基準緩和訪問介護サービスに関する基準（第52条の2・3）
  - 第4章 介護予防通所介護相当サービス
    - 第1節 基本方針（第53条）
    - 第2節 人員に関する基準（第54条・第55条）
    - 第3節 設備に関する基準（第56条）
    - 第4節 運営に関する基準（第57条—第66条）
    - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第67条—第70条）
    - 第6節 共生型介護予防通所介護相当サービスに関する基準（第70条の2・3）
  - 第5章 基準緩和通所介護サービス（緩和した基準によるサービス）
    - 第1節 基本方針（第71条）
    - 第2節 人員に関する基準（第72条—第74条）
    - 第3節 設備に関する基準（第75条）
    - 第4節 運営に関する基準（第76条・第77条）
    - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第78条—第80条）
    - 第6節 共生型基準緩和通所介護サービスに関する基準（第80条の2・3）
  - 第6章 雑則（第81条）
- 付則

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業について、指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号事業者 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者をいう。
- (2) 指定第1号事業者 第1号事業者のうち市長が指定する者をいう。
- (3) 指定第1号事業 指定事業者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる第1号事業をいう。
- (4) 介護予防訪問介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」という。）のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に係る基準により実施されるものをいう。
- (5) 基準緩和訪問介護サービス 第1号訪問事業のうち、第3章に定める緩和した基準により実施されるものをいう。
- (6) 介護予防通所介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係る基準により実施されるものをいう。
- (7) 基準緩和通所介護サービス 第1号通所事業のうち、第5章に定める緩和した基準により実施されるものをいう。
- (8) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。
- (9) 第1号事業支給費用基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）をいう。
- (10) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合における当該第1号事業支給費に係る指定第1号事業をいう。
- (11) 要支援認定等 法第32条第1項に定める要支援認定者及び介護保険法施行規則（平

成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。) 第 140 条の 62 の 4 第 1 項第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当することの判定をいう。

- 2 前項に掲げるもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定第 1 号事業の一般原則)

第 3 条 第 1 号事業者は、法人格を有するものとする。ただし、基準緩和通所介護サービスを実施する第 1 号事業者について、柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号。)第 19 条第 1 項又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号。)第 9 条の 2 第 1 項の規定により都道府県知事に届出をした施術所を開設した者は、この限りでない。

- 2 介護予防訪問介護相当サービスの事業又は介護予防通所介護相当サービスの事業を行う指定第 1 号事業者は、法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護又は法第 8 条第 7 項に規定する通所介護若しくは法第 8 条第 17 項に規定する地域密着型通所介護の指定を既に受けている又は受けることが確実であるものとし、当該指定を受けた事業所において、介護予防訪問介護相当サービスは訪問介護と、介護予防通所介護相当サービスは通所介護又は地域密着型通所介護と一体的にサービスを提供するものとする。

- 3 指定第 1 号事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 4 指定第 1 号事業者は、指定第 1 号事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の第 1 号事業者、地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

- 5 指定第 1 号事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 6 指定第 1 号事業者は、介護予防訪問介護相当サービス、基準緩和訪問介護サービス、介護予防通所介護相当サービス及び基準緩和通所介護サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(市外の事業所に係る指定の基準)

第 4 条 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の申請に係る事業所が一宮市の市域の外にある場合において、当該事業所が所在する市町村の介護予防訪問介護相当サービス又は介護予防通所介護相当サービスに相当するサービスを実施する事業者として指定を受けているときは、この要綱に規定する基準を満たしているものとみなす。

## 第 2 章 介護予防訪問介護相当サービス

## 第1節 基本方針

(基本方針)

第5条 指定第1号事業に該当する介護予防訪問介護相当サービス（以下「指定介護予防訪問介護相当サービス」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、要支援状態又は施行規則第140条の62の4第1項第2号に規定する基準に該当する心身の状態（以下「基準該当状態」という。）の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第6条 指定介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、利用者の数が40を超えるときは、サービス提供責任者の員数の算定について常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。

ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 3 条の 4 第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 6 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）に従事することができる。

- 5 第 2 項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。
- 6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 5 条第 1 項から第 5 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第 7 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに指定介護予防訪問介護相当サービス事業所を管理する者を置かなければならない。

- 2 管理者は、専ら当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第 3 節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第 8 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であるときは、指定居宅サービス等基準第 7 条第 1

項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

#### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に定める運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、前項の重要事項を電子情報処理組織（指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて第1項に規定する重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第2項後段に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は第4項本文に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第81条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）

- をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
  - 4 第2項後段の同意を得た指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第2項後段の同意をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が通常時に指定介護予防訪問介護相当サービスを提供する地域をいう。第21条及び第27条において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係るサービス担当者会議への出席等の介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者」という。）又は第1号介護予防支援事業を行う者（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。以下「第1号介護予防支援事業者」という。）への連絡、他の指定介護予防訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確認するものとする。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第13条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、要支援認定等の申請をしていないことにより要支援認定等を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要

支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 14 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第 15 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者又は第 1 号介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第 1 号介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第 1 号事業支給費の受給の援助)

第 16 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供の開始に際しては、利用申込者が施行規則第 83 条の 9 各号のいずれにも該当しないとき、又は施行規則第 140 条の 62 の 4 第 1 項第 2 号に該当し、介護予防ケアマネジメント計画（第 1 号介護予防支援事業を行う者が作成するケアプランをいう。以下同じ。）の作成を第 1 号介護予防支援事業者に依頼する旨を市に届け出ていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の作成を介護予防支援事業者又は第 1 号介護予防支援事業者に依頼する旨の市への届出等により、第 1 号事業支給費の受給が可能となる旨の説明、介護予防支援事業者又は第 1 号介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の第 1 号事業支給費の受給のための必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画に沿ったサービスの提供)

第 17 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第 18 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第 1 号介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。



ならない。

(身分を証する書類の携行)

第 19 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 20 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、当該指定介護予防訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護相当サービスについて法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者へ提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第 21 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護相当サービスに係る第 1 号事業支給費用基準額から当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者へ支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防訪問介護相当サービスに係る第 1 号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前 2 項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 22 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定介

護予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(家族等に対するサービス提供の禁止)

第 23 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、利用者が当該訪問介護員等の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第 24 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が正当な理由なく、指定介護予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態又は基準該当状態の程度を増進させ、若しくは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第 25 条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第 26 条 管理者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者（サービス内容の管理について必要な業務等を行う者であって、第 6 条第 2 項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、第 41 条に規定する業務のほか次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 指定介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整を行うこと。

(2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

(2の2) 介護予防支援事業者等に対し、指定介護予防訪問介護サービスの提供により把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(3) 介護予防支援事業者等との連携に関すること。

(4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

(5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

(6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を行うこと。

(7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を行うこと。

(8) その他サービス内容の管理について必要な業務を行うこと。

(運営規程)

第 27 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第 28 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第 29 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供することができるよう、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務体制を定めなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質向上のため、適切な研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、適切な指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 29 条の 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」

という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第30条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第31条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第32条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を

講じなければならない。

- 3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第 33 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(不当な働きかけの禁止)

第 33 条の 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防訪問介護相当サービス計画の作成又は変更に関し、指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等基準第 2 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）の職員又は居宅要支援被保険者及び事業対象者に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者又は第 1 号介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 34 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援事業者若しくはその従業者又は第 1 号介護予防支援事業者若しくはその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第 35 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者及びその家族からの指定介護予防訪問介護相当サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスについて、一宮市あんしん介護予防事業の実施に関する要綱第 17 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村からの求めがあつたときは、当該改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

- 4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康

保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 36 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 37 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第 1 号介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(虐待の防止)

第 37 条の 2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第 38 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業の

会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第 39 条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス計画
- (2) 第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第 24 条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第 35 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第 37 条第 1 項の規定による事故の状況及び処置についての記録
- (6) 第 41 条第 7 号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

#### 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第 40 条 指定介護予防訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な事業への参加を適切に働きかけるよう努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第 41 条 指定介護予防訪問介護相当サービスの具体的な取扱いは、第 5 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医

師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を的確に把握するものとする。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための指定介護予防訪問介護相当サービスの具体的な内容、提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護相当サービス計画を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の内容に沿って作成するものとする。

(3) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、当該介護予防訪問介護相当サービス計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。

(5) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。

(6) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(8) 指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行うものとする。

(9) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を開始した時から、少なくとも1月に1回、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第1号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に記載した指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも1回、当該介護予防訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定



介護予防訪問介護相当サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第1号介護予防支援事業者に報告するものとする。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護相当サービス計画の変更を行うものとする。

2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画の変更について準用する。

(指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たって留意すべき事項)

第42条 指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。第69条において同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めるとともに、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮し、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性について考慮しなければならない。

## 第6節 共生型介護予防訪問介護相当サービスに関する基準

(共生型介護予防訪問介護相当サービスの基準)

第42条の2 共生型介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。以下同じ。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型介護予防訪問介護相当サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業

所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型介護予防訪問介護相当サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 42 条の 3 第 5 条、第 6 条（第 1 項を除く。）及び第 7 条及び第 4 節並びに前節の規定は、共生型介護予防訪問介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「利用者（）」とあるのは「利用者(共生型介護予防訪問介護相当サービスの利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者)をいい、」と、「指定介護予防訪問介護相当サービス及び指定訪問介護」とあるのは「共生型介護予防訪問介護相当サービス及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は指定訪問介護」と読み替えるものとする。

### 第 3 章 基準緩和訪問介護サービス

#### 第 1 節 基本方針

(基本方針)

第 43 条 指定第 1 号事業に該当する基準緩和訪問介護サービス（以下「指定基準緩和訪問介護サービス」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、要支援状態又は基準該当状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第 2 節 人員、設備に関する基準

(従業者の配置の基準)

第 44 条 指定基準緩和訪問介護サービスの事業を行う者（以下「指定基準緩和訪問介護サービス事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定基準緩和訪問介護サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士、旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する政令で定める者、施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者又は市が定める研修修了者をいう。以下、この節から第 3 節までにおいて同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 指定基準緩和訪問介護サービスにおいて、常勤の従業者のうち、利用者（当該指定基

準緩和訪問介護サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービスの指定を併せて受け、かつ、指定基準緩和訪問介護サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定基準緩和訪問介護サービスの事業と指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定基準緩和訪問介護サービス及び指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護相当サービスの利用者をいう。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、利用者の数が40を超えるときは、サービス提供責任者の員数の算定について常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定基準緩和訪問介護サービス事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定基準緩和訪問介護サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定基準緩和訪問介護サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定基準緩和訪問介護サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定基準緩和訪問介護サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

(管理者)

第45条 指定基準緩和訪問介護サービス事業者は、指定基準緩和訪問介護サービス事業所ごとに指定基準緩和訪問介護サービス事業所を管理する者を置かなければならない。

- 2 管理者は、専ら当該指定基準緩和訪問介護サービス事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定基準緩和訪問介護サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定基準緩和訪問介護サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(準用)

第46条 第8条の規定は、指定基準緩和訪問介護サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第2項中「指定訪問介護事業者」とあるのは、「指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」と、同項中「指定訪問介護の事業とが同一の事業所」とあるのは、「指定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所」と、同項中「指定居宅サービス等基準第7条第1項」とあるのは、「指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業であるときは第8条」と読み替えるものとする。

### 第3節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第47条 指定基準緩和訪問介護サービス事業者は、指定基準緩和訪問介護サービスを提供した際には、当該指定基準緩和訪問介護サービスの提供日及び内容、当該指定基準緩和訪問介護サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定基準緩和訪問介護サービス事業者は、指定基準緩和訪問介護サービスを提供した際には、提供したサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。

(記録の整備)

第48条 指定基準緩和訪問介護サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定基準緩和訪問介護サービス事業者は、利用者に対する指定基準緩和訪問介護サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 基準緩和訪問介護サービス計画
- (2) 前条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第24条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第37条第1項の規定による事故の状況及び処置についての記録
- (6) 第51条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(準用)

第49条 第9条から第19条まで及び第21条から第38条までの規定は、指定基準緩和訪問介護サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項、第19条、第23条、第25条、第26条第3項、第29条、第29条の2、第30条、第31条第1項及び第37条の2中「訪問介護員等」とあるのは、「従業者」と読み替えるものとする。

### 第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定基準緩和訪問介護サービスの基本取扱方針)

第 50 条 指定基準緩和訪問介護サービスは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定基準緩和訪問介護サービス事業者は、自らその提供する指定基準緩和訪問介護サービスの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 3 指定基準緩和訪問介護サービス事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定基準緩和訪問介護サービスの提供を行わなければならない。
- 4 指定基準緩和訪問介護サービス事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定基準緩和訪問介護サービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定基準緩和訪問介護サービス事業者は、指定基準緩和訪問介護サービスの提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な事業への参加を適切に働きかけるよう努めなければならない。

(指定基準緩和訪問介護サービスの具体的取扱方針)

第 51 条 指定基準緩和訪問介護サービスの具体的な取扱いは、第 43 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定基準緩和訪問介護サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を的確に把握するものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定基準緩和訪問介護サービスの目標、当該目標を達成するための指定基準緩和訪問介護サービスの具体的な内容等を記載した基準緩和訪問介護サービス計画を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の内容に沿って作成するものとする。
- (3) サービス提供責任者は、基準緩和訪問介護サービス計画の作成に当たっては、当該基準緩和訪問介護サービス計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (4) サービス提供責任者は、基準緩和訪問介護サービス計画を作成した際には、当該基準緩和訪問介護サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (5) 指定基準緩和訪問介護サービスの提供に当たっては、基準緩和訪問介護サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定基準緩和訪問介護サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- (6) 指定基準緩和訪問介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者

等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(8) 指定基準緩和訪問介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定基準緩和訪問介護サービスの提供を行うものとする。

(9) サービス提供責任者は、基準緩和訪問介護サービス計画に基づく指定基準緩和訪問介護サービスの提供を開始した時から、少なくとも1月に1回、当該基準緩和訪問介護サービス計画に係る利用者の状態、指定基準緩和訪問介護サービスの提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防マネジメントを作成した第1号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該基準緩和訪問介護サービス計画に記載した指定基準緩和訪問介護サービスの提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも1回、当該基準緩和訪問介護サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定基準緩和訪問介護サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第1号介護予防支援事業者に報告するものとする。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて基準緩和訪問介護サービス計画の変更を行うものとする。

2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する基準緩和訪問介護サービス計画の変更について準用する。

(準用)

第52条 第42条の規定は、指定基準緩和訪問介護サービスの事業について準用する。

## 第5節 共生型基準緩和訪問介護サービスに関する基準

(共生型基準緩和訪問介護サービスの基準)

第52条の2 共生型基準緩和訪問介護サービスの事業を行う指定居宅介護事業者及び重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護等の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型基準緩和訪問介護サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型基準緩和訪問介護サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するた

め、指定基準緩和訪問介護サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 52 条の 3 第 43 条、第 44 条（第 1 項を除く。）及び第 45 条及び第 3 節並びに前節の規定は、共生型基準緩和訪問介護サービスの事業について準用する。この場合において、第 44 条第 2 項中「利用者（）」とあるのは「利用者(共生型基準緩和訪問介護サービスの利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「指定基準緩和訪問介護サービス及び指定訪問介護」とあるのは「共生型基準緩和訪問介護サービス、指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は指定訪問介護」と読み替えるものとする。

## 第 4 章 介護予防通所介護相当サービス

### 第 1 節 基本方針

(基本方針)

第 53 条 指定第 1 号事業に該当する介護予防通所介護相当サービス（以下「指定介護予防通所介護相当サービス」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第 2 節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第 54 条 指定介護予防通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第 4 節までにおいて「指定介護予防通所介護相当サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定介護予防

通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護相当サービス及び指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者。以下この条及び第55条第3項において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 前項の規定にかかわらず、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において同時に指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第56条第2項及び第59条において同じ。）が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員をいう。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができる。
- 5 前各項の指定介護予防通所介護相当サービスの単位は、指定介護予防通所介護相当サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを



いう。

- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事することができる。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 8 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であって、当該指定介護予防通所介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、指定地域密着型通所介護の事業であるときは指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(管理者)

- 第55条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに指定介護予防通所介護相当サービス事業所を管理する者を置かなければならない。
- 2 管理者は、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第56条 指定介護予防通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に規定する設備の基準は、以下のとおりとする。
    - (1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
    - (2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されている

こと。

- 3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護相当サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護相当サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。
- 5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であって、当該指定通所介護相当サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、指定地域密着型通所介護の事業であるときは指定地域密着型サービス基準第22条第1項第から第3号の基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たすものとみなす。

#### 第4節 運営に関する基準

##### （管理者の責務）

- 第57条 管理者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者の管理及び指定介護予防通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 管理者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

##### （利用料の受領）

- 第58条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定介護予防通所介護相当サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
  - 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の

各号で掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 通常の事業の実施地域（当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所が通常時に指定介護予防通所介護相当サービスを提供する地域をいう。次条において同じ。）以外の地域に居住する利用者の選定により当該利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) おむつ代
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護相当サービスとして提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第59条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員
- (5) 指定介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 指定介護予防通所介護相当サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第60条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防通所介護相当サービスを提供することができるよう、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者によって指定介護予防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影

響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者等の資質向上のため、適切な研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、全ての指定介護予防通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、適切な指定介護予防通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより指定介護予防通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第61条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第62条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制並びに地域との連携の体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第63条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、指定介護予防通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護通所訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、指定介護予防通所介護相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(地域との連携等)

第 63 条の 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 64 条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第 1 号介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第 56 条第 4 項の指定介護予防通所介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第 65 条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 介護予防通所介護相当サービス計画

(2) 次条において準用する第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 次条において準用する第 24 条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第 35 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 前条第 1 項の規定による事故の状況及び処置についての記録
- (6) 第 68 条第 7 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(準用)

第 66 条 第 9 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 29 条の 2、第 31 条から第 33 条まで、第 34 条、第 35 条、第 37 条の 2 及び第 38 条の規定は、指定介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 27 条」とあるのは「第 59 条」と、第 9 条第 1 項、第 25 条、第 29 条の 2、第 31 条第 1 項及び第 37 条の 2 中「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所介護相当サービス従業者」と読み替えるものとする。

#### 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第 67 条 指定介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図り、常に改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行わなければならない。
- 4 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防通所介護相当サービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な事業への参加を適切に働きかけるよう努めなければならない。

(指定介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第 68 条 指定介護予防通所介護相当サービスの具体的な扱いは、第 53 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医

師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を的確に把握するものとする。

(2) 管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための指定介護予防通所介護相当サービスの具体的な内容、提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護相当サービス計画を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の内容に沿って作成するものとする。

(3) 管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、当該介護予防通所介護相当サービス計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(4) 管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所介護相当サービス計画を利用者に交付しなければならない。

(5) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定介護予防通所介護相当サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。

(6) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(8) 指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行うものとする。

(9) 管理者は、介護予防通所介護相当サービス計画に基づく指定介護予防通所介護相当サービスの提供を開始した時から、少なくとも1月に1回、当該介護予防通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、指定介護予防通所介護相当サービスの提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第1号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護相当サービス計画に記載した指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも1回、当該介護予防通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下、この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) 管理者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者

又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第1号介護予防支援事業者に報告するものとする。

(11) 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画の変更を行うものとする。

2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たって留意すべき事項)

第69条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めるとともに、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提供に当たっては、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されていること等の適切なものを提供しなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う指定介護予防通所介護相当サービスの提供は行わないようにするとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等により、利用者の安全面に最大限配慮しなければならない。

(安全管理体制等の確保)

第70条 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備え、緊急時における手引等を作成し、その事業所における従業者に周知徹底を図るとともに、速やかな主治の医師への連絡が可能となるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めなければならない。

2 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、転倒等を防止するための環境整備に努めるとともに、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認し、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に留意し、病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## 第6節 共生型介護予防通所介護相当サービスに関する基準

(共生型介護予防通所介護相当サービスの基準)



第 70 条の 2 共生型介護予防通所介護相当サービスの事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。以下同じ。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。以下同じ。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。以下同じ。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第 4 条に規定する指定児童発達支援をいう。第 1 号において同じ。）を提供する事業者を除く。以下同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第 65 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第 1 号において同じ。）を提供する事業者を除く。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第 66 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第 77 条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第 155 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第 165 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型介護予防通所介護相当サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等としての必要とされる数以上であること。

(2) 共生型介護予防通所介護相当サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防通所介護相当サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第70条の3 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第29条の2、第31条から第33条まで、第34条、第35条、第37条の2、第38条、第53条、第55条及び第56条第4項、第4節(第66条を除く。)並びに前節の規定は共生型介護予防通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第59条」と、第9条第1項、第25条、第29条の2、第31条第1項及び第37条の2中「訪問介護員等」とあるのは「共生型介護予防通所介護相当サービス従業者」と、第65条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第24条」とあるのは「第24条」と、同項第4号中「次条において準用する第35条第2項」とあるのは「第35条第2項」と読み替えるものとする。

## 第5章 基準緩和通所介護サービス

### 第1節 基本方針

(基本方針)

第71条 指定第1号事業に該当する基準緩和通所介護サービス(以下「指定基準緩和通所介護サービス」という。)の事業は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な運動やレクリエーションを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第72条 指定基準緩和通所介護サービスの事業を行う者(以下「指定基準緩和通所介護サービス事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下「指定基準緩和通所介護サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この節から第4節までにおいて「指定基準緩和通所介護サービス従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定基準緩和通所介護サービスの単位ごとに、専ら当該指定基準緩和通所介護サービスの提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 介護職員 指定基準緩和通所介護サービスの単位ごとに、当該指定基準緩和通所介護サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定基準緩和通所介護サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定基準緩和通所

介護サービスを提供している時間数で除して得た数が、利用者の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

2 前項第1号の規定にかかわらず、生活相談員は適切な相談及び援助業務に支障がない場合は、当該指定基準緩和通所介護サービス事業所の他の職務に従事することができる。

(管理者)

第73条 指定基準緩和通所介護サービス事業者は、指定基準緩和通所介護サービス事業所ごとに指定基準緩和通所介護サービス事業所を管理する者を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定基準緩和通所介護サービス事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定基準緩和通所介護サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定基準緩和通所介護サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(準用)

第74条 第54条第3項及び第4項は、指定基準緩和通所介護サービスの事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第75条 指定基準緩和通所介護サービス事業所は、サービスを提供するために必要な場所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定基準緩和通所介護サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定するサービスを提供するために必要な場所は、必要な広さを有するものとし、面積は3平方メートルに利用定員（当該指定基準緩和通所介護サービス事業所において同時に指定基準緩和通所介護サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定基準緩和通所介護サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者（当該指定基準緩和通所介護サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者若しくは指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定基準緩和通所介護サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定基準緩和通所介護サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業若しくは指定基準緩和通所介護サービスの事業と指定介護予防通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、当該事業所における指定基準緩和通所介護サービス及び指定通所介護又は指定地域密着型通所介護若しくは指定介護予防通所介護相当サービスの利用者をいう。）に対する指定基準緩和通所介護サービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。

4 指定基準緩和通所介護サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者若しくは指定介護予防通所介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定基準緩和通所介護サービスの事業と指定通所介護の事業又は指定基準緩和通所介護サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業若しくは指定基準緩和通所介護サービスの事業と指定介護予防通所介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であって、当該指定基準緩和通所介護サービスの事業と一体的に運営される事業が、指定通所介護の事業であるときは指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、指定地域密着型通所介護の事業であるときは指定地域密着型サービス基準第22条第1項第1号から第3号の基準を満たすことをもって、指定介護予防通所介護相当サービスの事業であるときは第56条の基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たすものとみなす。

#### 第4節 運営に関する基準

(記録の整備)

第76条 指定基準緩和通所介護サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定基準緩和通所介護サービス事業者は、利用者に対する指定基準緩和通所介護サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 基準緩和通所介護サービス計画

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第24条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第64条第1項の規定による事故の状況及び処置についての記録

(6) 第79条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(準用)

第77条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第29条の2、第31条から第33条まで、第34条、第35条、第37条の2、第38条及び第57条から第64条までの規定は、指定基準緩和通所介護サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第59条」と、第9条第1項、第25条、第29条の2、第31条第1項及び第37条の2中「訪問介護員等」とあるのは「指定

基準緩和通所介護サービス従業者」と読み替えるものとする。

## 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定基準緩和通所介護サービスの基本取扱方針)

第78条 指定基準緩和通所介護サービスは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定基準緩和通所介護サービス事業者は、自らその提供する指定基準緩和通所介護サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師と連携を図り、常に改善を図らなければならない。
- 3 指定基準緩和通所介護サービス事業者は、単に利用者の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して指定基準緩和通所介護サービスの提供を行わなければならない。
- 4 指定基準緩和通所介護サービス事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定基準緩和通所介護サービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定基準緩和通所介護サービス事業者は、指定基準緩和通所介護サービスの提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者の主体的な事業への参加を適切に働きかけるよう努めなければならない。

(指定基準緩和通所介護サービスの具体的取扱方針)

第79条 指定基準緩和通所介護サービスの具体的な取扱いは、第71条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定基準緩和通所介護サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を的確に把握するものとする。
- (2) 管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定基準緩和通所介護サービスの目標、当該目標を達成するための指定基準緩和通所介護サービスの具体的な内容、提供を行う期間等を記載した基準緩和通所介護サービス計画を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の内容に沿って作成すること。
- (3) 管理者は、基準緩和通所介護サービス計画の作成に当たっては、当該基準緩和通所介護サービス計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

- (4) 管理者は、基準緩和通所介護サービス計画を作成した際には、当該基準緩和通所介護サービス計画を利用者に交付しなければならない。
  - (5) 指定基準緩和通所介護サービスの提供に当たっては、基準緩和通所介護サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定基準緩和通所介護サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
  - (6) 指定基準緩和通所介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
  - (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
  - (8) 指定基準緩和通所介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定基準緩和通所介護サービスの提供を行うこと。
  - (9) 管理者は、基準緩和通所介護サービス計画に基づく指定基準緩和通所介護サービスの提供を開始した時から、少なくとも1月に1回、当該基準緩和通所介護サービス計画に係る利用者の状態、指定基準緩和通所介護サービスの提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第1号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該基準緩和通所介護サービス計画に記載した指定基準緩和通所介護サービスの提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも1回、当該基準緩和通所介護サービス計画の実施状況の把握（以下、この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
  - (10) 管理者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定基準緩和通所介護サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第1号介護予防支援事業者に報告するものとする。
  - (11) 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて基準緩和通所介護サービス計画の変更を行うものとする。
- 2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する基準緩和通所介護サービス計画の変更について準用する。
- (準用)
- 第80条 第69条及び第70条の規定は、指定基準緩和通所介護サービスの事業において準用する。この場合において、第69条第1項中「運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス」とあるのは「必要な運動やレクリエーション」と読み替えるものとする。

#### 第6節 共生型基準緩和通所介護サービスに関する基準

(共生型基準緩和通所介護サービスの基準)

第 80 条の 2 共生型基準緩和通所介護サービスの事業を行う指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護等の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型基準緩和通所介護サービスの利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等としての必要とされる数以上であること。

(2) 共生型基準緩和通所介護サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定基準緩和通所介護サービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 80 条の 3 第 9 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 29 条の 2、第 31 条から第 33 条まで、第 34 条、第 35 条、第 37 条の 2、第 38 条、第 57 条から第 64 条まで、第 71 条、第 73 条、第 4 節（第 77 条を除く。）並びに前節の規定は共生型基準緩和通所介護サービスの事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 27 条」とあるのは「第 59 条」と、第 9 条第 1 項、第 25 条、第 29 条の 2、第 31 条第 1 項及び第 37 条の 2 中「訪問介護員等」とあるのは「共生型基準緩和通所介護サービス従業者」と、第 76 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 24 条」とあるのは「第 24 条」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 35 条第 2 項」とあるのは「第 35 条第 2 項」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 雑則

(電磁的記録等)

第 81 条 指定第 1 号事業者及び指定第 1 号事業の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 12 条第 1 項（第 42 条の 3、第 49 条、第 52 条の 3、第 66 条、第 70 条の 3、第 77 条、及び第 80 条の 3 において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 指定第1号事業者及び指定第1号事業の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行前においても、あんしん介護予防事業における指定事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。
- 3 法第115条の45第1項ニの規定による第1号介護予防支援事業に係る基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）に定める基準に準ずるものとする。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、第3条第5項及び第37条の2（第42条の3、第49条、第52条の3、第66条、第70条の3、第77条、及び第80条の3において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第27条（第42条の3、第49条及び第52条の3において準用する場合を含む。）及び第59条（第70条の3、第77条及び第80条の3において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。  
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 3 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、第29条の2（第42条の3、第49条、第52条の3、第66条、第70条の3、第77条、及び第80条の3において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは



「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは、「行うよう努めるものとする」とする。

(指定第1号事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、第30条第3項(第42条の3、第49条及び第52条の3において準用する場合を含む。)及び第63条第2項(第70条の3、第77条及び第80条の3において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、第60条第3項(第70条の3、第77条、及び第80条の3において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、第31条第3項(第42条の3、第49条、第52条の3、第66条、第70条の3、第77条、及び第80条の3において準用する場合を含む。)の規定は適用しない。